

令和 8 年度三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 1 6 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に向け、市内の省エネルギー設備の普及及び地球温暖化対策への意識啓発を図るとともに、市民の省エネ家電への買換えを促進するため、市内の店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）において省エネ家電への買換えを行う者に対し、家庭用省エネ家電買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三郷市補助金等交付規則（昭和 5 3 年規則第 8 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「省エネ家電」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき「省エネ型製品情報サイト」に掲載する、多段階評価点が 3.0 以上（3 つ星以上）の統一省エネルギーラベルが表示されている、次に掲げる家庭用電気製品とする。

- (1) エアコンディショナー
- (2) 冷蔵庫

(補助対象機器等)

第 3 条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する省エネ家電とする。

- (1) 市が認めた市内の店舗（インターネットによる購入、並びに電話やカタログ等による通信販売を除く。以下「協力店舗等」という。）で購入したものであること。

(2) 中古品・リース品ではないこと。

- 2 補助対象機器の台数は、同一年度において、世帯につきいずれか1台（エアコン又は冷蔵庫）とする。
- 3 店舗等併用住宅については、居住用部分で使用する省エネ家電に限る。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象機器の購入に要する費用とする。

- 2 前項の費用には、消費税または地方消費税、設置工事費、リサイクル処理にかかる費用、クーポン券、ポイントその他これらに類するものを利用して支払った額に相当する額を含まないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の補助金の額は、補助対象機器を購入した協力店舗等の区分に応じ、次の各号に掲げる額を上限とする。
 - (1) 市内量販店（市内に店舗を有する家電量販店） 4万円
 - (2) 市内事業所（市内に本店を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業者） 8万円
- 3 第1項及び前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

（補助対象者）

第6条 補助金の交付を受ける者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点において市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 居住する市内の住宅に設置された既存の家電を同品目の補助対象機器に買換える目的で、補助対象機器を購入し、令和8年11月1日から令和9年2月1日までの間に設置すること。
- (3) 既存の機器を、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。

以下「家電リサイクル法」という。)に基づき、適正に処分していること。

- (4) 世帯に属する全ての者が、市税等（市民税及び県民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、国民健康保険税並びに延滞金をいう。以下同じ。）を完納しており、かつ、住民基本台帳（記録情報）及び市税等の納付状況を市が調査することについて承諾していること。
- (5) 世帯に属する全ての者が、国、地方公共団体等の公的機関が行う省エネ家電の買換えに係る補助制度等による補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の交付申請等）

第7条 交付を受けようとする者は、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和8年11月1日から令和9年2月1日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し及び補助対象経費の内訳が分かる書類（購入日、補助対象機器の製品名（型番）、購入金額及び市内販売店名が記載されているもの）
- (2) 製造事業者が発行した補助対象機器の保証書の写し
- (3) 家電リサイクル券（家電リサイクル法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）のうち排出者控えの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付申請の総額が予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、補助金の交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったとき（郵送の場合は当日消印有効、電子申請の場合は当日業務内までに申請されたもの）は、当該交付申請を行った者について抽選を行い、予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交

付の可否及び交付額を決定し、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付決定・交付額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第9条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金請求書(様式第4号)を令和9年2月19日までに市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第10条 補助金の交付を受けた補助決定者は、補助対象機器について、その設置が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過する日までの期間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 補助決定者は、前項に規定する期間が経過する前に、補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を処分する必要があるときは、あらかじめ、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金に係る処分承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、交付した補助金を返還させることができる。
- (1) 補助決定者が、この要綱に違反した場合
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金が交付された場合
 - (3) その他補助金の交付が不適當であると認められる事実があった場合

(状況報告等)

- 第12条 市長は、補助決定者に対し、必要に応じて補助対象機器に関する調査への協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

年 月 日

三郷市長 あて

〒

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

電話番号

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付申請書

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり実績に基づき申請します。

1. 補助対象機器及び補助金交付申請額

(1) 補助対象機器（該当機器に『レ』を記入してください。）

☐ 省エネエアコン ☐ 省エネ冷蔵庫

ア 補助対象機器

メーカー名			
機種名・型番	.		
省エネ性能	多段階評価点（※3.0以上が補助対象） 省エネエアコンは2027年度基準、省エネ冷蔵庫は2021年度基準		点

イ 購入店舗等

名 称			
住 所	三郷市		
購 入 日	令和 年 月 日	設置日	令和 年 月 日

ウ 交付申請額

補助対象経費	円
交 付 申 請 額 補助対象経費の2分の1の額、または下記※の上限額のいずれか少ない額	円 (千円未満切上げ)

※市内に本店を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業者：上限額8万円

※その他の市内量販店等：上限額4万円

（裏面あり）

2. 誓約事項（□に『レ』を記入してください。）

- ☐ ① 補助対象機器は、住民登録をしている住宅に設置したものであることを誓約します。
（店舗等併用住宅の場合、居住用部分に設置したことを誓約します。）
- ☐ ② 補助対象機器について、国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助金の交付を受けていない機器であることを誓約します。
- ☐ ③ 住民基本台帳の記録情報について確認することに同意します。
- ☐ ④ 世帯員全員が市税等について滞納がないことを誓約するとともに、納付状況（滞納の有無・その内容等）について調査を行うことに同意します。
- ☐ ⑤ 既存機器は、家電リサイクル法に基づき、適正に処分したことを誓約します。
- ☐ ⑥ 市が認めた市内の店舗から購入した機器であることを誓約します。
- ☐ ⑦ 令和6年度および令和7年度の補助金を活用して購入した省エネ家電を処分した上で、本補助金による省エネ家電を購入したものではないことを宣誓します。

3. 添付書類（添付した書類の該当欄に『レ』を記入してください。）

書類添付 チェック欄	書類	記載内容チェック項目 ※記載漏れがある場合は受理できません
☐	領収書又はレシートの写し	・購入日 ・機種名・型番 ・購入金額（内訳の記載があるもの） ・購入店舗
☐	メーカー発行の保証書の写し	・購入日 ・機種名・型番 ・販売店名 ・購入者情報（氏名・住所等）
☐	家電リサイクル券 （④排出者控えの写し）	・交付日 ・排出者情報（申請者と同名義） ・リサイクル品目

様式第 2 号（第 8 条関係）

三環収第 号
年 月 日

様

三郷市長

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付決定・交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金について、
三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により次のとおり決定し、
交付額の確定をしたので通知します。

記

補助金交付確定額	金 円
----------	-----

様式第 3 号（第 8 条関係）

三 環 収 第 号
年 月 日

様

三郷市長

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金について、
三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により次のとおり不交付
の決定をしたので通知します。

不交付の理由

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金請求書

年 月 日

三郷市長 あて

住 所

(フリガナ)

氏 名

電話番号

年 月 日付け三環収第 号により補助金交付額が確定された三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金について下記のとおり請求いたします。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

フリガナ								
口座名義人								
金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()							
支店名	本店・支店 支所・出張所							
口座番号	普通							

(注) 請求者と補助金振込口座名義人は、同一人にしてください。

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金に係る処分承認申請書

年 月 日

三郷市長 あて

住 所

(フリガナ)

氏 名

電話番号

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金により取得した補助対象機器を、次のとおり処分したいので、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により申請します。

補助金交付確定番号	三環収第 号
処分の方法	
処分の時期	年 月 日
処分の理由	